

人権施策等調査特別委員会

(令和6年8月2日)

○ 樋口博己委員長

それでは、ただいまから人権施策等調査特別委員会を開催させていただきたいと思いません。

では、インターネット、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先般、様々の議論、ご意見いただきまして、まず、本市における人権に関する条例の整理の必要性等の検討についてということでもありますので、資料をあらかじめ配信させていただいておりますので、ご覧になっていただいているかと思ひますけれども、縦型のこの資料、これが、先回、皆さんから出された意見を集約させていただいた、整理させていただいたものであります。

この資料に目を通していただいておりますか。改めて確認する必要がありますか。よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

この中で、6の議員及び公務員の責務というところがあります。これで、県のほうは、知事、職員、議員の責務も述べておひまして……。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

003です。すみません。

これの条例改正にかかる検討事項に対する委員からの意見整理についてという資料の6番、議員及び公務員の責務というところで、検討内容は、市議会の議員の責務、市長その他の市の公務員の責務を明確にするという検討内容なんです、ここで市の公務員の責務については条例に規定すべきではないかということが、意見が出されたところなんです、議員に対してどうかというところが、議論がなかった、これは当然市長、行政マン、そして議員も含めて、責務ということで位置づけるべきだと思ひておひますが、この辺よ

ろしいですか。

○ 諸岡 党委員

そんな人は出やんと思うんだけど、議員の思想信条というのは基本フリーなんですよ。いろんな議員が、選挙に勝ちさえすれば上がってくるわけですよ。

そこで、思想信条を最初から縛っておくというのはどうなのかなと。

変な話、差別するのが当たり前なんだという、訳の分からん議員が当選してくるかもしれないです。でも、それは市民がそれを選んで送り込んでいるんだから、それはそれで変わった人、変わり者だけれども、それはそれでありなんだろうなという気はするんですよ。

それが、どんな思想信条であって、例えば、民主主義を否定する人だっているわけですよ。民主主義なんかやめて社会主義にしようぜ、みたいな人だっているわけですよ。でも、それは市民が選んで当選してきているわけじゃないですか。

そうすると、思想信条まで最初から議員に縛りかけておくのはどうなのかなという気はせんでもないですね。

○ 樋口博己委員長

ここでは思想信条を縛るということではなくて、人権のことなので、それはどうなんでしょうかね。

思想信条まで踏み込んだというふうに捉えるでしょうかね。

○ 諸岡 党委員

責務の中身次第だと思うんですよ。

もう少し具体的にならんと何とも言えやんところがあるけど。その責務が思想信条に絡むような内容の責務だとちょっとどうかなという気はします。

○ 樋口博己委員長

副委員長、どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

だから、諸岡さん言われるとおり、思想信条は自由やけど、何を言ってもいいということではなくて、もう一つ大事なのは、差別という字からいくと、男女の差があったり何かする、それを差別したらあかんわけやな。だから、要は不当な差別があったらあかんということの位置づけが、多分定義なんやろうなと思っておるんですよ。

だから人権侵害行為はあかんわね。そうでしょう。何を思っておっても自由やけど、だからといって、その人も、逆に人権侵害を受けてはならんというところがあるやろうし、だから、そういう意味でいうと、差別というけど、それは不当な差別はあかんということのくくりは、多分定義にある。県はあったと思っておるのやけど。

○ 樋口博己委員長

市は定義がないので。

○ 川村幸康副委員長

だから、それは逆に言うと、幅広く、諸岡さん言われるのやったら、条例の対象を広範にしておいて、不当な差別とかは、人権侵害行為、人権問題に対する定義はやっぱり定めておかなあかんような気もするね、そこは。

○ 諸岡 党委員

たしか川崎市やったと思うんですけど、あそこが、市民投票みたいなのをするときの条件の中に、外国人は駄目よみたいなことを決めたんです。そのときに、それが差別や、差別やって、日本中から大バッシングを受けたんですよ。

あそこの議員の人たちは、いや、これは差別ではなく、こうこう、こういう理由で、こうこうこうで、外国人は排除すると。自分のところでみたいな。そんなことがあったのを、私、記憶しておるんやけれども。

ここであまり責務みたいなこと、要は、その責務の具体的な内容にもよるんだけど、決めてしまうと、政治的な判断をするときに、何か著しい制限がかかってしまう怖さは感じるなというのはあるんです。だから、ちょっと内容を見やんと分からんというところですね。

○ 樋口博己委員長

今の、現時点の四日市市の部落差別をはじめとする云々の条例の中の目的の中で、全ての市民が人として尊重され、明るく住みよい人権尊重都市四日市市の実現に寄与することを目的とする、というのが条例の目的となっておりますので、ここが基本だと思うんですよ。

諸岡委員、どうぞ。

○ 諸岡 党委員

そうすると、四日市は、今、市民という言葉の定義の中に、住んでいる外国人も含まれていますもので、そうすると例えばさっき言った、もし、今のところ、まだ四日市、そんな条例ないけど、市民投票の条例をつくっていきましょうに、みたいな話になったときに、いや、市民投票だけれども、外国人は排除しますよと。国籍を持っている人だけですみたいな議論のときに、それは差別じゃないかみたいな話になってくる怖さを感じるなど。

結果、どうなるか分からないですよ。そのとき議会のみんなで、外国人も入れていいじゃないかってなれば、それでいいんだけど、その議論自体が封殺されてしまう可能性があつて。

だから、何度も言うんだけど、ちょっともう少し具体的な原文ができてこんど、ちょっと私は何とも言えないという立場。現段階で。無条件でよしとは言いにくいなというところです。

もう、これ以上は、具体的なことがないと分からんもので、すみません。

○ 樋口博己委員長

そうですね。いわゆる責務は、必要以上に、思想、主義、主張を規制するものではないという認識は、ここで確認をさせていただきたいと思うんです。

基本は、不当な人権侵害という考え方なのかなと思いますので。

副委員長、どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

何度でも言うけど、結局は、差別はあるものだけど、不当な差別は駄目よと。それともう一つ、人権侵害行為、駄目ですよと。この二つですから。私の中ではっきり見えているのは。それと、その責任とか、内心まで侵すというようなことではないんだろうなとは思

っていますけど。

○ 樋口博己委員長

ちょっと、事前に正副委員長で協議する中で、私のメモという形でまとめたものがありますので、ちょっと配らせていただきますので、これはあくまでも正副委員長のメモですので、今から確認する事項を、書面で見ていただくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

1が、先ほどテーマとさせていただいた議員の責務がどうなのかというところでありま

す。2番目の行政組織（相談体制）の整備というところではありますが、今、市の条例としては人権施策推進委員会専門部会での相談体制部会というのがあるけれども、条例の中で体制整備を明文化するのが必要ではないかというふうなところは、先般の議論で確認されているということを思っています。

その上で、一時的には全般的な相談を受けるけれども、内容によっては専門的な識者にもつなぐことも必要ではないかというところも確認されたところではあると思っています。

そして、相談を受けるだけではなくて、その事実確認、ここまでの事実確認の調査体制は必要ではないかと思っています。

その上で、これはかねてから様々な議論をさせていただいて、大きなテーマですが、その上で、助言・説示を行うための判断をするのは難しいのではないかというふうに、正副委員長としては考えております。

県は、事実確認した上で、説示をするということになっていますが、現実に先般の土地問題の件で、説示をしたけれども、逆に司法へ訴えるような動きもあるということがありまして、今後の市としての条例を制定するに当たっては、事実確認までは必要ではないかと。その上での助言・説示というのは、この辺は最終的に司法に委ねるべきものではないかというふうな、正副委員長では整理しておるんですが、この辺についてちょっとご意見を賜りたいなと思うんですが。

○ 加納康樹委員

私個人としては、別に助言・説示のところまで書き込んでも全然問題ないと思っていたのですが、正副委員長でそのような判断をされるのであれば、そちらのほうが最大公約数

的なまとまりにはなると思うので、正副委員長の方向性で特段問題ないです。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

諸岡委員、どうですか。

○ 諸岡 覚委員

いや、それで結構です。

○ 村上 暁委員

ちょっとそういう、いろいろ、これまでの上杉先生の話とかも聞いている中で、なかなか助言・説示まで難しいんだなということをつくづく感じましたので、こういう型でいいと思っています。

○ 水谷一未委員

説示まで、私たちが、四日市として、条例として行うというのが、結構、すごく重大なことにもつながるといふことにもなるので、一旦は司法という形で、このままで大丈夫だと思います。

○ 樋口博己委員長

分かりました。

そうしたら方向性としては、事実確認はしっかり行っていくと。専門的な知見も活用して、相談もしっかりやりながら、事実確認まではしていくと。その上で、その後の判断は、県にそういう説示の判断に委ねるのか、司法に委ねるか、それは四日市としてはここまでにとどめるということを確認させていただきました。

次、3番の最後に副委員長から、人権施策推進懇話会・同和行政推進審議会の位置づけですけれども、これは条例の中にしっかりと盛り込んで、実効性のあるものにすべきであるというようなご意見があって、改めてこの辺の確認をさせていただきたいと思いますが、これは、この方向性でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

この4番が、全体的な考え方のベースになるのかなと思って、副委員長が最後に言われたことを少し整理させていただいておるんですが、特別措置法があった時代と今と、時代も社会情勢も変わる中で、現状とどうかというところです。

特別措置法があった時代は、ハード的な環境整備は確かに進んだと。見た目には進んだと。しかし、人々の人権意識が改善されたとは言い切れないというふうに感じています。

過去には、上杉先生の講演とか含めて学んだ中で、権力で差別を助長してきた歴史があるため、憲法で定め、法で定めても、制度は改善されるが、人の心は簡単に変わらないというふうに捉えています。

人の心は、継続した取組と教育でしか変わらない。しかも50年、100年かかると言われているというようところが、皆で学んだところかなと思っています。こういったところを、この視点を条例のベースとしていきたいなと思っています。

今現在あるのが、どちらかという当時の特別措置法があった時代であって、差別を禁止する条例というふうに私は感じています。

そこから、お互いの人権を尊重する積極的な条例にすべきであると。県条例は、いろんな責務であるとか、いろんな施策の中で、主体的にであるとか、また積極的にという文言が多く使われておりますので、県はすごく積極的な、能動的な条例なんだろうなと捉えておりました、ちょっと私、正副委員長でこんなふうに整理をさせていただいておりますが、この辺のところでご意見をいただきたいなと思っています。

村上委員、どうですか。

○ 村上 暁委員

本当に、あの先生の事件があって、やっぱり今でも、それと四日市もありましたので、テレビ等、やっぱりこれはまだ改善されたとは言い切れないと、本当にそのとおりで思いますし、簡単に心は変わらないというので、人権を尊重するという言葉で、そういう心を育てていくベースとして条例をつくるというのはすごくいいと思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

水谷委員、どうでしょうか。

○ 水谷一未委員

この人権が、本当に難しくて、ただ、私は人権をこうやって勉強させていただいて、尊重するということが本当にとってもこれからは大事ということは、すごく学ばせていただいたなというようなところですので、県の条例で、主体的に、積極的にという文言が多く使われているというところも含めて、本当に人権を尊重する積極的な条例であるということは、私はこのまま進めていきたいなとは思っていますので、それをやっぱり積極的にというふうに進めるというのは、本当に皆さんに分かっていただいて、伝えていかないといけないことだと思いますので、この主体的に、積極的にという文言というのは、それこそ積極的に使っていただけたらなとは思っています。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

諸岡委員、どうでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

この4に対してですか。

いいと思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

加納委員、どうですか。

○ 加納康樹委員

方向性としてはこれでいいんですけど、やっぱり、今の委員長メモでいくと禁止する条例からと書いてあるんですけど、県条例であるように、やはり尊重だけじゃなくて、やっぱり差別は解消すると県条例は言っているの、そういうスタンスは、最低限はやっぱり

示すべきなのかなとは思いますが。禁止とまで言わなくていいんですけど。というのが感覚です。

○ 樋口博己委員長

どうぞ、諸岡委員。

○ 諸岡 党委員

ついでに言うと、趣旨はこれで全くいいんですけど、言葉から受け取るイメージという部分でいうと、例えばチラシとか作るときに、例えば、分かりやすい例えで言うと、今の政治をぶち壊そうみたいなキャッチフレーズはマイナスイメージなんです。それよりも、新しい政治をつくろうのほうで未来にひらける言葉なんです。その意味でいうと、禁止とかという言葉はあまり未来に向けた言葉ではないんだろうなと。そういう意味では、メモに書いてあるような積極的な取組をしていく、尊重していくというのではいいと思うので、もしタイトルを考えるのであれば、あるいはタイトルの節、はじめにの部分の序論とか、そういうところに入れるのであれば、前向きな言葉、こういう禁止云々ではなくて、そういう言葉を考慮してもらいたいだろうなと思いますね。

○ 樋口博己委員長

この禁止というのは、私は今の条例をこういうふうに捉えているという意味です。

○ 諸岡 党委員

これはいいと思います。

○ 樋口博己委員長

だから、前文とかに、文言にする場合には、そういう言葉は使わないほうがいいということですね。ありがとうございます。

○ 諸岡 党委員

禁止を目的にするんじゃなくてという、前に向かっていくという、そういう言葉を選んだほうがいいと思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

副委員長は。

○ 川村幸康副委員長

おおむねあれで。あと、私に加えるとする、最後の、県条例にあるのには、4年ごとに検討が加えられて、またやっていくというような見直し規定があるので、それはやっぱり必要なことかなというふうには思っています。最後の附則のところですね。定期的な検討をして、何年後かに見直すということがあれば、それは必要なことかなと思っています。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、今日の議論の中ではこの程度とさせていただいて、おおむね、意識は共有させていただいたと思っております。

次回が10月8日で、少し時間がありますので……。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

予定をしております。

次回の10月8日の時点で、前文を、案を正副委員長でちょっとお示しさせていただきたいなと思っておりますので、そこで、前文ができると、大体条例の方向性、意味、重要性とかそんなものが分かるかなと思いますので、そこまでは取りまとめていきたいなと思っております。ですから、正副委員長案としてお示しをさせていただきたいと思っております。

それで、それに対してご議論いただきたいと思っておりますが。

○ 諸岡 覚委員

ちょっといいですか。

私の記憶間違いか分からん。整理しておきたいのですが、条例、一番最初の頃の議論で、

議員発議で条例をつくっていく案と、委員が行政の尻たたいて、条例を新しくさせていく案と二通りあって、それ、うやむやになっておったようだけれども、それはうやむやのままでもいいんですか。議員発議でいくってなったんですけど。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そこを明確に確認していなかったところが、あるかと思っておりますが、正副委員長としては、方向性をしっかり示していこうと。その上で、行政のほうで必要なところをアップデートしていただきたいというふうに、今考えしております。

諸岡委員、どうぞ。

○ 諸岡 党委員

今おっしゃられた、次回提出をされる、たたき台として出される前文というか序論というか、これは、こういう前段のものをみんなでそれでまとめて、それを踏まえて、じゃ、ここから先は議員発議でやっていくのか、行政に任せていくのかというのを議論していくという、そういうことでいいですか。

ごめんなさいね。失礼な言い方になるか分かりませんが、何かこのままぐだぐだっとなんかここで全部考えていくみたいな議論になっていくのと違うのかなというのをちょっと感じたもので。

○ 樋口博己委員長

前文を特別委員会として提案させていただいて、報告させていただいて、それをしっかりとそのエキスを基に、行政で条例のアップデートをしていただきたいというような、今、正副委員長としては考えております。

○ 諸岡 党委員

了解です。

○ 樋口博己委員長

このような方向性で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

じゃ、次回は10月8日の火曜日、午前10時からとなっておりますので、予定をよろしく
お願いしたいと思います。

皆様で何かございましたら、よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

これで、人権施策等調査特別委員会を閉じさせていただきたいと思います。お疲れとこ
ろ、ありがとうございました。

17:04 閉議